

## 県立麻溝台高等学校施設の利用について

### 1 ご利用いただける施設

利用施設	利用できる設備等	利用日	利用時間
体育館	・バレーボール、バドミントンコート、 支柱及びネット ・バスケットボールコート、ゴール ・ハンドボールゴール及びネット	月～木	19:30～21:30
付属施設(外トイレ)			

### 2 利用のしかた

#### (1) 利用できる方

スポーツ活動を目的とする県内在住、在勤又は在学する方

なお、次のような場合は、(利用承認後であっても)利用をお断りいたします。

- ア 特定の政党や宗教団体の支持若しくは反対のための利用その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用
- イ 営利を目的とした利用
- ウ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- エ 申込内容に反する利用
- オ 未成年の方のみの利用
- カ その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用

#### (2) 申込方法及び承認

ア 施設の利用を希望される場合は、あらかじめ「利用者名簿(様式1-2)」により利用登録してください。

イ 登録後、利用希望日の属する月の前月初日から10日までの間に「施設利用申込書(様式1)」に記入の上申し込んでください。(FAX可)

ウ その際、次のとおり長3(120mm×235mm)の返信用封筒(宛名明記、82円切手貼付)を申込書とともに提出してください。

- (ア) エの承認書を受け取りにこられる方 : 返信用封筒1通(電気代納付書送付用)
- (イ) エの承認書の郵送を希望される方 : 返信用封筒2通(電気代納付書送付用 + 承認書送付用)
- (ウ) FAX または郵送で申込書を提出される方 : 郵送で(ア) または(イ)により送付してください。

\*なお、調整の結果不承認となった場合は、電気代納付書送付用の返信用封筒（切手貼付済み）は不承認通知とともに返送いたします。

エ 校長は調整の後、利用が可能な場合は「施設利用承認書（様式2）」を交付します。学校事務室で受領してください。（平日9：00～17：00）

\* 利用承認された後、利用できなくなった場合には、速やかにご連絡ください。

\* やむを得ず当日キャンセルする場合は、17時までに必ず学校に連絡してください

\* 承認書を交付した後も学校行事・天候等やむを得ない事由により施設が利用できなくなることがありますので、あらかじめご了承ください。

### 3 利用上の注意

利用団体責任者は、職員玄関前の施設開放用ダイヤル式ボックスから「施設利用日誌」「体育館の鍵」を取り出し、体育館2階の出入り口から入場してください。また、施設利用日は、「施設利用承認書（様式2）」を必ず持参し、職員から提示を求められた場合は提示してください。

(1) 次の事項を厳守してください。

ア 学校の敷地内は禁煙です。

イ 指定された利用施設以外の場所には、入らないでください。

ウ 体育館の中は飲食禁止です。

（水分補給は、入り口まで出てお飲みください。）

エ **体育館内は、体育館シューズが必要です。**

なお、外トイレの利用など、体育館を出る時は、必ず外履きに履き替えてください。

オ 体育館の床・壁等には、ガムテープ等は絶対に貼らないでください。

カ 貴重品の管理は、各利用団体で責任をもって行ってください。

キ 駐車、駐輪（自転車、バイク）は所定の位置に停車し、グラウンドへの乗り入れは禁止します。

ク 利用中は正門を閉めてください。

(2) 利用後は、利用施設の清掃を行い、利用前の状態に戻した後、体育館・トイレの電気を消し、**21時30分（厳守）までに退出**してください。体育館の鍵は利用責任者の方がきちんと施錠し、複数の目で確認してください。

(3) 利用責任者は、最後に「施設利用日誌（様式3-2）」に記入し、職員玄関のポストに①施設利用日誌、②チェック表、③体育館の鍵を入れ、退出時に正門のダイヤル錠を施錠してください。

- (4) 施設利用中の事故等、緊急時には、各自対応していただいています。利用にあたっては事故のないよう責任を持って安全に努めてください。また利用中に異常に気付いたときには速やかに警察や消防署等に連絡してください。警察や消防署に連絡した場合、その他必要と考えられる場合には、学校に必ず報告してください。(緊急連絡先を参照)

**○緊急連絡先**

・ 相模原南警察署 042-749-0110

・ 相模原消防署 042-751-0119

**○夜間で学校職員がいない場合**

・ 警備会社 セコム 042-766-8518

- (5) 利用中に施設・設備・物品を破損若しくは滅失したときは、必ず「施設・設備破損届(様式3)」に記入し提出してください。
- (6) 利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、現状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきます。
- (7) 施設を利用した場合は、電気代実費相当額(表のとおり)の納付書を代表者宛に送付します。納付期限がありますので、必ず、指定期日までにお近くの金融機関で納付してください。

利用時間	施設	電気代実費相当額	うち消費税相当分
利用1回 (2時間まで)	体育館	440円	32円

- (8) 上記の注意事項を守れない団体については、その後の使用をお断りすることがあります。

問合せ先

麻溝台高等学校

電話 042-778-2731